

令和 4 年 6 月 28 日
企 画 部 財 政 課
(入札・検査担当)

建設工事等における一抜け方式の策定について

建設工事等の入札において、一抜け方式による入札の実施要領を定めましたのでお知らせします。

なお、本実施要領の策定に伴い、建設工事工区設定発注事務処理要領（平成 18 年 9 月 1 日訓令第 149 号）は廃止します。

(記)

1. 適用年月日 令和 4 年 7 月 1 日以降に公告・指名通知する工事等から適用する。

一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

対象案件の指定

対象案件は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件について、指名業者等選考委員会の意見に基づいて市長が指定し、入札公告又は指名通知時に「一抜け方式対象案件」であることを明示します。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- (2) 工事の種類(入札参加資格の認定業種)が同一の条件であること。
- (3) 主任(監理)技術者の配置(専任の要否は問わない)に重複する期間がある案件であること。
- (4) 同一会計年度による予算とし、年度途中における補正予算、追加予算(費目流用又は箇所間流用を含む。)、債務負担及び前年度からの繰越事業については、当初予算と分離して実施する。ただし、未契約繰越事業については、当年度の当初予算に含めて、一抜け方式の対象として取り扱うものとする。

落札者の決定

開札の順位は、原則として請負対象設計金額の高い順に設定し、落札者の決定は、原則として開札順に行います。先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効(低入札価格調査制度における総額失格基準価格の算出においても無効な入札)として取り扱います。

この方式により、1者1件に落札が制限されますので、工事現場に配置可能な技術者が1名しか確保できない場合でも複数の案件の入札に参加可能となるほか、意に反して複数案件を落札して契約辞退せざるを得ない状況(指名除外の対象)となることを防ぐことができます。

(例)

	案件① (指名競争) 予定価格 14,000		案件② (指名競争) 予定価格 11,000		案件③ (指名競争) 予定価格 9,000		案件④ (指名競争) 予定価格 7,000	
A者	12,600	落札	9,900	無効	8,100	無効	6,300	無効
B者	12,700		9,900	落札	8,100	無効	6,300	無効
C者	12,800		10,000		8,100	落札	6,300	無効
D者	12,900		10,100		8,500		6,800	無効※
E者	13,000		10,500		8,700			辞退
F者	13,500		—	辞退	9,000			辞退
G者	14,000		—	辞退	—	辞退		辞退

※案件④は、指名競争入札において有効な入札が一となるため、D者の入札は無効とし入札中止となります。(一般競争入札により執行する場合は、落札となります。)